

鳥取県告示第 181 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 21 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
鳥取商事株式会社 代表取締役 加納 浩	鳥取市吉方温泉一 丁目 223-2	ヘルパーステーショ ンのどか	鳥取市相生町二丁目 452-1	平成 20 年 3 月 1 日